

議会基本条例についての市民と議会の意見交換会 質疑応答（会場別）

C地区：美園地域センター（11月16日）

0 = 素案の前文 1～35 = 素案の各条 36 = 条例全体や考え方 37 = その他

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
1	C	0前文	市長及び市議会の議員が、代表制のもと市民から選ばれた市民の代表であることを、条文中に明記すべきではないか。	前文で二元代表制や議会についての規定を述べている条例もあるが、本条例素案では、前文で議会の役割、責務、宣言を集約した。市民の代表であるということについては、前文2段目の「～直接選挙で選ばれた議員による市の最高意思決定機関及び合議制による議事機関として～」の部分に内包される。	
2	C	0前文	前文 「住民」と「市民」と記述があるがこの違いは。	自治基本条例のように、「市民」「市民等」と区分けすることなく「市民」に置き換えられるかどうか整合性をとっていくかどうか、今後検討する。	
3	C	1目的	第1条「議会の基本的事項」とはどのようなことか。	議会運営に関する基本的な事項となる。議会・議員の活動原則、委員会の役割、自由討議、議決事件の追加など、地方自治法や会議規則で規程しきれなかった基本的な事項を細かく詳細に述べ、11章35条にわたって基本的な事項を定めたのがこの基本条例となる。	
4	C	2議会の役割と活動原則	第2条と第17条の記述態度の整合性について。	第17条では「機能強化を図る」、第2条では「機能強化に努める」と記載がある。全体の整合性ということでは、今後検討する。	
5	C	3議員活動の原則	第3条「問題点等」、第5条「市民等」、第17条「制度等」、第18条「検討会等」の「等」とはどのようなものを示すのか。	素案の前段階では「争点」「課題」だったが「問題点等」と整理した。第5条の「市民等」は前文と同様に、検討していく。第17条の「制度等」は参考人制度や公聴会。「検討会等」は名称が他のものになることが考えられるため「等」としている。	
6	C	4会派	会派の目的と役割について記載したほうがいい。		要望・感想

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
7	C	6	議会報告会 議会報告会を定めたことで、個々の議員の報告がおろそかにならないか。	議員の報告については個々の活動スタイルがあるが、今までやっていたものがおろそかになるようなことはあってはならない。	
8	C	7	議会広報の充実等 会派の決議だけでなく議員個人の賛否を公表すべきではないか。	市議会だよりの公表の仕方の問題かと思うが、持ち帰らせていただく。第7条第1項にも項目があるので、これから具体的な議論になる。	
9	C	11	文書による質問 文書質問による市長等の回答の位置付けは、議会答弁と同等と考えるのか。	文書質問は、議長に出して議長を通じて市長に提出し、市長から答弁をもらうということになるので、議会答弁と同等である。	
10	C	13	災害時の議会の対応 第13条「災害対策の整備に努める」とは、議会で災害対策本部をつくるのか。全員協議会を開く等、具体的に記述できないか。	市長を本部長とする災害対策本部の傘下に入ることになると考えている。たとえば「全員協議会を開く」などの引用や、記述については検討していく。	
11	C	13	災害時の議会の対応 第13条「災害対策の整備に努める」とあるが「整備」が必要か。また、「整備」のみでよいのか。	防災計画をつくることから、備蓄品の充実や災害が起こったときにどうやって市民を守るかという広い意味で「整備」と捉えている。整備のみでよいかは検討する。	
12	C	20	議長及び副議長 第20条第4項 副議長は議長を補佐することがまず一義ではないか。「副議長は議長を補佐し～」とすべきではないか。	第一義だということはもっともだと思う。今回、所信表明が実施され副議長に対しても質疑があった。副議長の答えの中でも「十分な補佐をする」とあり、普段から緊密に連携をとることを重視するというようなことも述べていた。今後検討する。	
13	C	21	議員間の自由討議 議員間の自由討議はどういうものか。第21条に書かれているような議員間討議はいつ、どのような時に行うのか。条例に書かれているような自由な討議はあたり前であり明文化しなくてもよいのではないか。	議会のやりとりの多くは市長提案の議案であり、何件かは議員提出議案という形で議員が提出する。提案した市長（市長部局）や提出した議員に対しての質疑応答しかできない。これを変えていくために条例に載せている。	
14	C	21	議員間の自由討議 議員間の自由討議について「ただ今より、自由討議を行います～」というのは、委員会の中で行うのか、本会議場で議決をするときにするのか。	本来はどちらでもできるしやるべきだと思っているが、まずは委員会からと考えている。議決をする前に自由討議を入れて理解を深める。争点となると思われるときに使っていきたい。	

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
15	C	21	議員間の自由討議 委員会の中で休憩をとって話をしているときがあるが、休憩でなくonですか。	イメージではそうなると思う。	
16	C	21	議員間の自由討議 多摩市は議員基本条例を制定しているが、委員会で原稿を読んでの討論のようなものを自由討議と言っていたが、そうではないと思ってよいか。	理想はそういうものを目指している。委員会から積みあげて、本会議へと考えている。	
17	C	23	政策討論会 政策討論会は公式な会議なのか。採決はあるのか。	具体的にどうするかは、会津若松市をモデルとしている。議会報告会などでいただいた市民意見を政策の出発点として、まずは分科会で意見の中身を政策まで昇華させ（常任委員会を分科会と位置付けて行っている）全議員で行う政策討論会で分科会から上がってきた政策を協議し、提案・提言などを行っている。これを一つのモデルとしてやっていきたい。議決は想定していないが、一定量の賛否をとった中でやっていくのだと思う。やり方については今後の検討とする。要綱なども定めていくことになると思う。	
18	C	26	議員の政治倫理 第26条 議員としての品位とは。	議会に出ている者としては日常から人間的に適正な生活態度を意識することだと思う。	
19	C	31	予算の確保 予算の確保、議会として市長に要求できる旨の記載を。		要望・感想
20	C	32	議会事務局 議会事務局の機能強化とは、具体的にどうすることか。	本条例は議員の政策立案や提案する機能を大事にしている。そのためにはまずは議員自身が力をつけ今以上に勉強し、研さんをすることは当然。その上で、政策提案や立法機能の中で、他の法律や法令等との整合性を考える必要もある。それを議員だけでやっていくのは難しい部分もある。そのためにも事務局の機能を高める必要があり、配置されている職員自身が政策に対する力をつけていかなければいけない。政策提案や立案を常態的にできるようになった場合には、多くの事務量が発生する。それに見合う事務局の体制を整えていかなければならないと考える。	

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
21	C	33 議会図書室	議会図書室の現状は。市民も利用できた方がよい。これまで市民にどのように知らせていたのか。	地方自治法第100条で議会には図書室を設置しなければならないという規定があり、一般も利用できる規定になっている。ある程度の資料が整っていないと活用できないわけで、一定の予算をかけて整備する必要がある。また、スペースの問題もある。条例に改めて規定したように機能強化に努めて、その後でないかと一般に利用していただくことはできないのではないかと思う。 これまで市民にどのように周知してきたかについては、法律的な規定はあるが市民の方が利用できるところまではいってなかった。	
22	C	35 条例の見直し	目的が達成しているか検証は身内だけでなく市民を加えてほしい。		要望・感想
23	C	36 条例全体への考え方	市議会議員は住民代表である。完全に十分と言えないにしても本来的に十分ではないか。加えての議会基本条例は必要欠くべからざるものか。	住民代表である議会はもっと働いてほしい、住民の声をもっと聞いてほしいという意見もある。それに応えるためにはどうしたらいいのかとの一つの結論として、議会基本条例がある。条例は権限、権能を行使することであり、責務に応えることであり、市民の意見を反映させることになるので必要なものであると考えている。	
24	C	36 条例全体への考え方	議会基本条例は今までなかったのか。	今まではなかった。これまで以上に権限・権能を行使していく上で、基本条例はこれからの時代には必ず必要になってくる。	
25	C	36 条例全体への考え方	前の素案では「努めなければならない」と記述されていたものが、ほとんど「努めるものとする」となっている。	素案の前段階は多くの言い回しが「努めなければならないという」マスト規定だった。その後の意見や議論により「努めるものとする」という言葉に置き換えた。ただし、前文の3段落目で「積極的に行っていかなければならない」とし、理念として全体に一元的に返ってくる表現にした。 「努めなければならない」を残したのは、議長・副議長の「選挙で選ばなければならない」「所信表明する機会を設けなければならない」という規定。改革はここから始まるという意味で残した。	

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
26	C	36 条例全体への考え方	「等」はできるだけ使わない方がよいのではないか。	「等」でよかったかどうかを吟味していきながら、最小限にとどめていくよう、今後検討していく。	
27	C	37 その他	この条例は全会一致で議決してほしい。		要望・感想
28	C	37 その他	条例制定後、逐条解説はどうするのか。	パブリックコメントを行う時に逐条解説を一部載せる予定。条例制定後に、全文にわたる、文言の意味も載せたわかりやすい逐条解説を作成することを考えている。	
29	C	37 その他	冒頭に紹介したいいくつかの質問にはなぜ答えないのか。	持ち帰って議会改革推進特別委員会の中で議論を深めていきたいという内容のもの。この場ですぐに議会としての答えをすることは難しい。	